

JACB幹事会資料
19-08-14-2
(2019.12.6)

改正フロン排出抑制法の 概要

令和2年4月1日に改正フロン排出抑制法が施行されます。

機器管理者へ:機器廃棄時の規制が強化されました。
機器を廃棄する際にフロンを回収しないと罰金が科せられます！

建設・解体業者へ:建物解体時の規制が強化されました。
機器の有無を説明して書面の写しを3年間保存する義務

廃棄物・リサイクル業者へ:フロンのゼロ確認ができない機器の引取りが禁止されました。
違反した場合は50万円以下の罰金が科せられます！

目次

- 1. フロン対策の変遷**
2. フロン排出抑制法
3. 改正フロン排出抑制法
4. まとめ

フロン対策の現状

オゾン層保護法

1988年に成立

モントリオール議定書に基づき、**オゾン層保護のため**、特定フロンの製造及び輸入の規制措置を講ずる。



特定フロンを規制し、オゾン層破壊効果のない代替フロンへ転換を図ってきた。

代替フロンは「地球環境に配慮している」とされ、特定フロンに替わって広く普及したが、特定フロン(CFC・HCFC)・代替フロン(HFC)ともに強力な**温室効果ガス**であり、**地球温暖化**を促進するとされている。

なお、特定フロンの排出抑制でオゾン層が、回復傾向になっている。



キガリ改正で代替フロンも製造及び輸入を規制する。
(2019年1月から施行)

フロン排出抑制法

2015年に「フロン回収・破壊法」(2001年成立)を改正。**オゾン層保護と地球温暖化防止のため**フロンの排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機から廃棄時のフロン回収義務とフロンの使用機器の管理などを規定した。

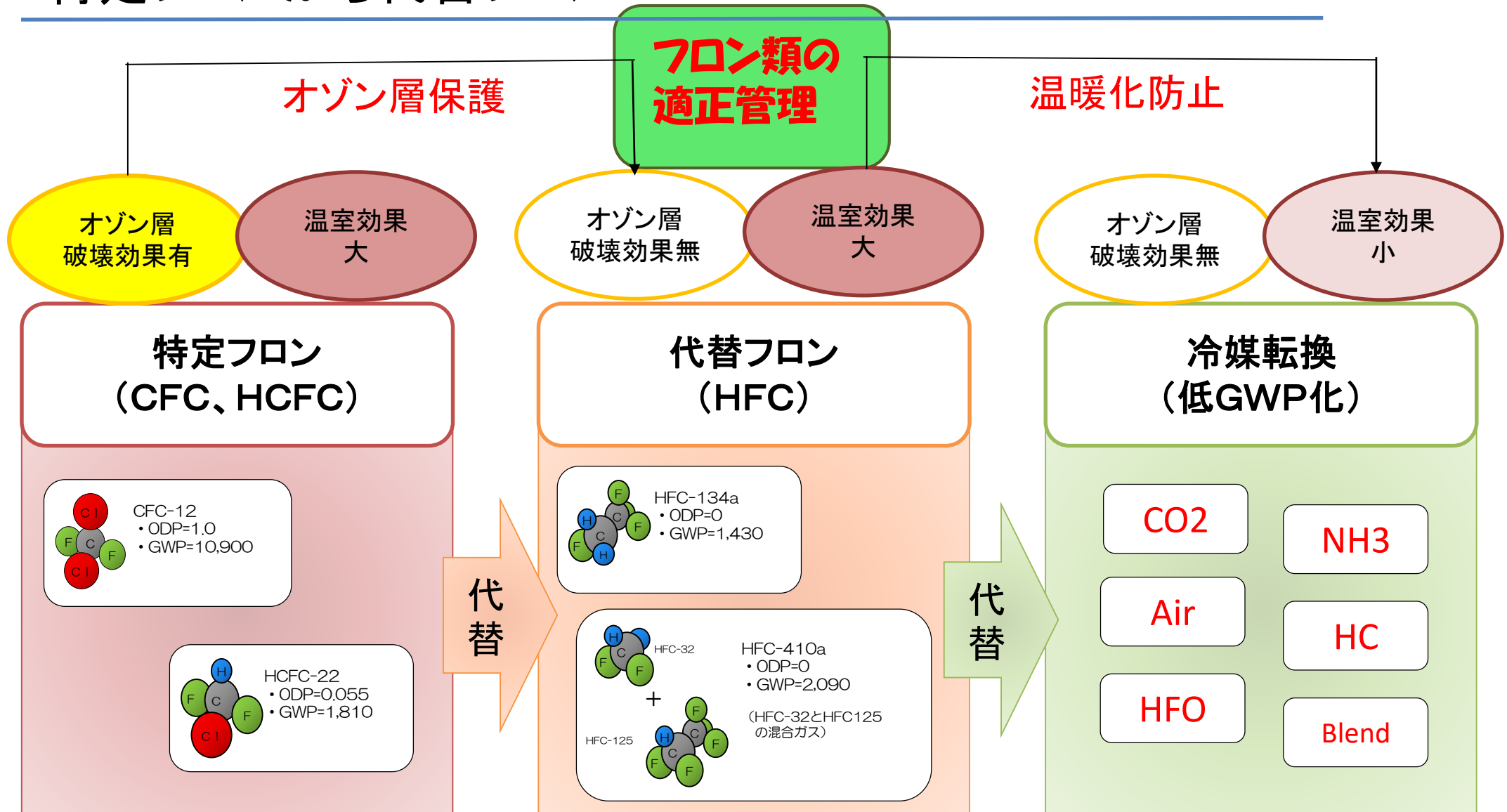


業務用冷凍空調機廃棄時の回収率が上がり、低迷し直近でも4割弱。2016年に閣議決定された地球温暖化対策計画の目標値は2020年に50%と設定されているが、実現が困難な状況になっている。



機器廃棄時の回収率向上対策を講じるように法律改正をすることとなった。

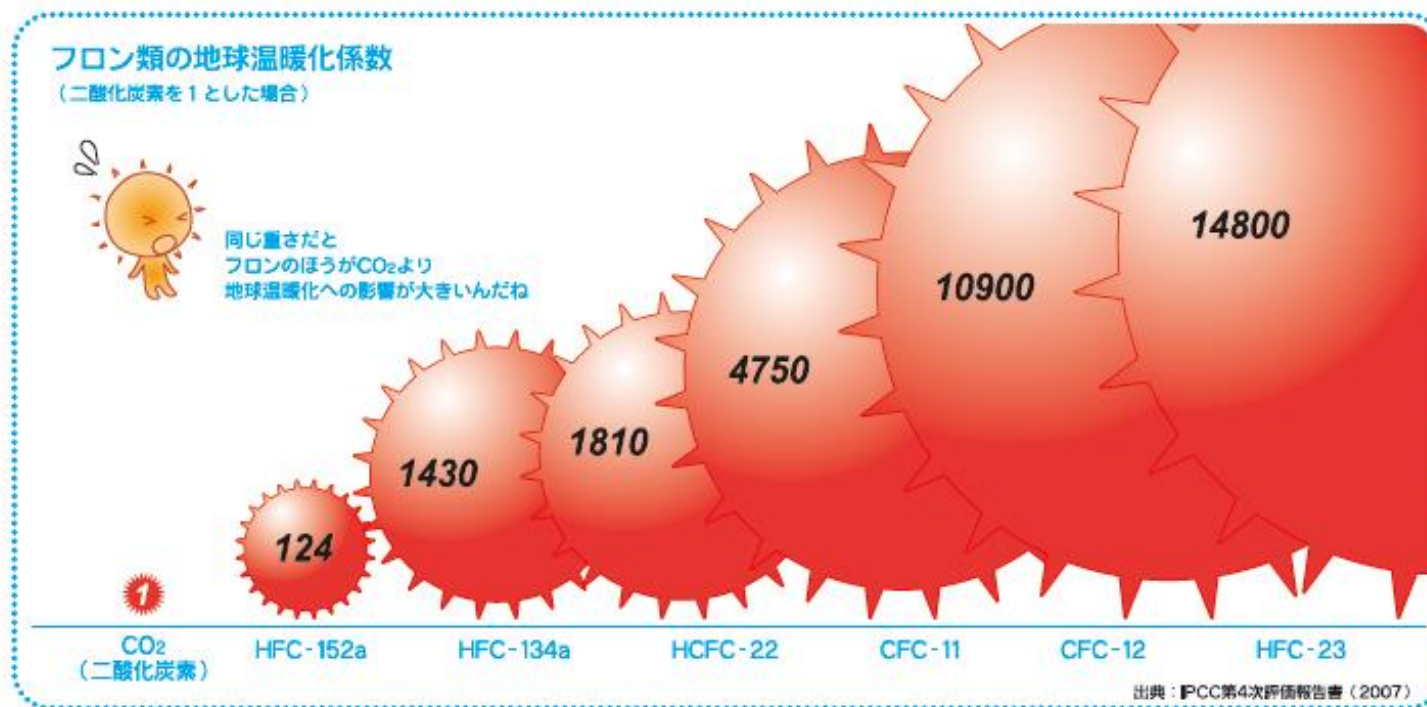
特定フロンから代替フロンへ



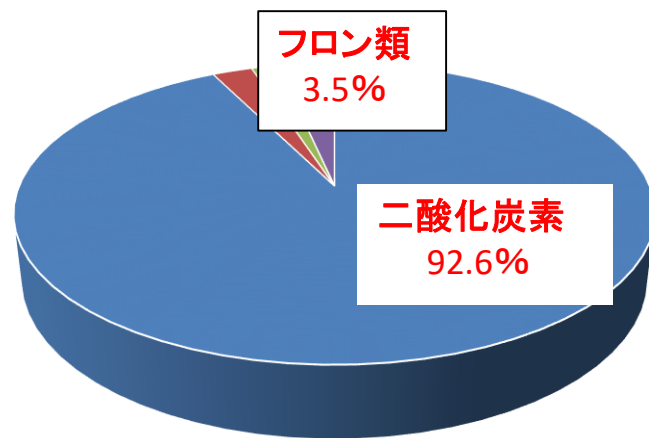
出展:平成28年度 経済産業省 オゾン層保護等推進室 環境省 フロン対策室 資料

フロン類が地球温暖化へ与える影響

- オゾン層保護対策として、特定フロンから主に代替フロン(HFC)への転換を進めてきましたが、代替フロンは、オゾン層を破壊しないものの、地球に強力な温室効果をもたらします。
- 代替フロンの地球温暖化係数(GWP)を見ると、二酸化炭素の100倍から10,000倍以上になります。このため地球温暖化防止の観点から、代替フロンの排出抑制が求められています。



温室効果ガスとしてのフロン類



温室効果ガスの発生割合

フロン類は3.5%しかありませんが、温室効果としては二酸化炭素より2千倍以上あるので温暖化の影響が大きくなっています。

名称	地球温暖化係数(GWP)	備考
二酸化炭素	1	
メタン	25	
一酸化二窒素	298	
代替フロン(HFC)	2,090	R410A

・地球温暖化に影響を与える代替フロン(HFC)1kgは、二酸化炭素2,090kgに相当します。地球温暖化の影響要因としては、「人為的な温室効果ガスの放出、なかでも二酸化炭素やメタンの影響が大きい」と言われているが、実はフロンの放出を抑えるのが最も効果的であるといえます。

目次

1. フロン対策の変遷

2. フロン排出抑制法

3. 改正フロン排出抑制法

4. まとめ

フロン排出抑制法の実施（1）

(1)フロン類の転換、再生利用による新規製造量等の削減
(判断基準の遵守)

(2)冷媒転換の促進（ノンフロン・低GWP製品への転換）
(判断基準の遵守)

指定製品の製造業者等

フロン類の製造業者等

ノンフロン・低GWP

フロン類

ノンフロン・低GWP製品

一部再生利用

(3)業務用冷凍空調機器の冷媒適正管理
(使用時漏えいの削減)
(判断基準の遵守、漏えい量報告)

第一種特定製品の
管理者

(5)再生・破壊処理の適正化
(業の許可制、再生・破壊基準の遵守、
証明書の交付、記録・報告等)

定期点検

不調時の修理

漏えい量
算定・報告

第一種フロン類再生業者

フロン類破壊業者

第一種フロン類
充填回収業者

(4)充填・回収行為の適正化
(充填の基準及び回収の基準の遵守)

破壊義務

出展：平成28年度 経済産業省 オゾン層保護等推進室 環境省 フロン対策室 資料

フロン排出抑制法への取組み(2)

1. フロン製造業者の取組み・・・製造・輸入するフロン類の低GWP化
2. 製造業者の取組み・・・製品に使用されるフロン類の低GWP化
3. 管理者の取組み
 - ①簡易点検・定期点検の実施
 - ②漏洩が確認された場合、修理せずに充填するのは禁止
 - ③点検・整備記録簿の作成・保存
 - ④算定漏えい量(一定量以上のフロンの漏えいがあった場合)の報告
 - ⑤機器廃棄時、行程管理制度に従って回収依頼書を交付・保存
4. 充填回収業者の取組み・・・基準に従って充填、回収を行う
5. 再生・破壊業者の取組み・・・基準に従って破壊、再生を行う

目次

1. フロン対策の変遷
2. フロン排出抑制法
- 3. 改正フロン排出抑制法**
4. まとめ

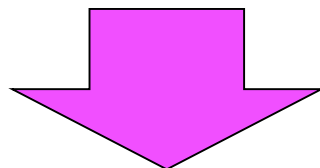
フロン排出抑制法の改正 (令和2年4月1日施行)

・改正の目的

2020 年度における廃棄時回収率を50%とする目標を2016年に閣議決定しているが、フロン回収率が直近でも4割弱と低迷している為、フロン回収率を向上させること

・改正の主眼

機器の廃棄時におけるフロン類の回収が確実に行われる仕組み

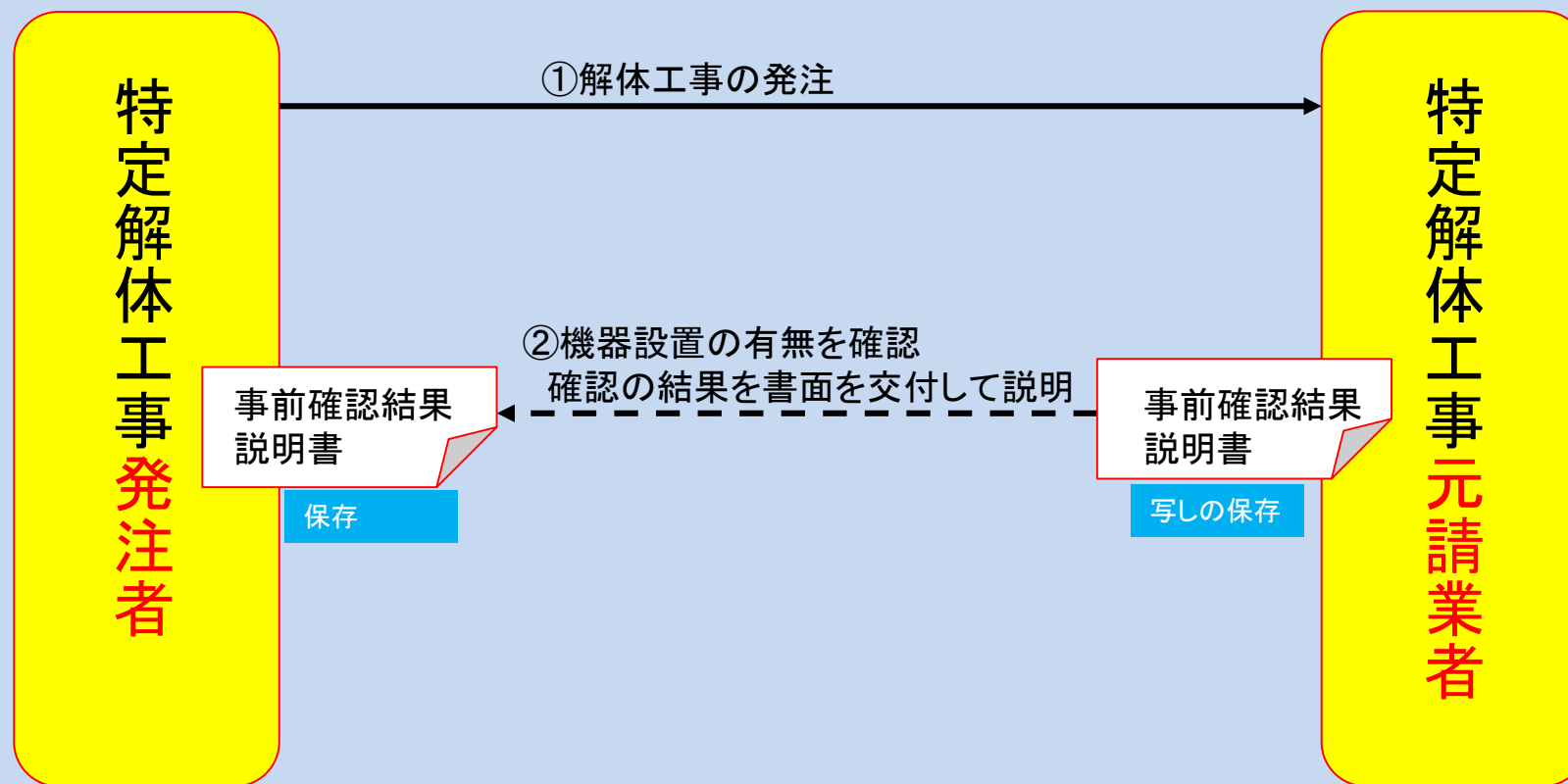


現法の施行から4年半経ったが、効果がない(＝回収率が上がらない)ための改正であるので、取り締まりの強化、罰則の強化で抑止力を持たせるのが狙い

フロン排出抑制法改正事項(1)

	現行	改正
廃棄時回収率向上 (第16条関連)	点検・整備記録簿は機器廃棄時まで保存	点検・整備記録簿は 機器廃棄後も3年間保存
建物解体時の書面の保存 (第42条)	特定解体元請業者は、特定製品の設置の有無の確認を行い、その確認結果を記載した書面を交付して発注者へ説明をしなければならない。	(追加)解体工事元請業者は、 交付した書面の写しを3年間保存しなければならない。 工事発注者は 交付を受けた書面を3年間保存しなければならない。
立入検査の対象範囲拡大 (第92条)		(追加)都道府県による特定解体元請業者の事務所、建物解体現場への立ち入り検査ができる。
資料提出の要求等 (第93条)	(新設)	都道府県知事は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができる。
協議会 (第99条の二)	(新設)	都道府県は、フロン類排出抑制推進に関する協議会を組織できる。

フロン排出抑制法改正事項(1)-1 (改正により保存義務)(第42条)



改正により建物解体時の規制が厳しくなります。(保存義務)

業務用冷凍空調機があるか事前確認を行って、その結果を発注者に事前確認結果説明書を説明しなければならなかったが、改正にてお互いに事前確認結果説明書を保存しなければならないと保存が義務化され、**保存期間は3年**となっています。確実に保存できるよう管理する体制が必要になっています。

参考資料: 事前確認結果説明書の書式例

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 年 月 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所

責任者氏名 :
電話番号 :

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第12条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称 _____

特定解体工事の場所 _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無	
□あり	□なし
エアコンディショナー	台 □当初から設置なし □撤去済み
冷蔵機器及び冷凍機器	台 □家庭用機器のみ ※家庭用エアコン及び家庭用冷蔵庫については、発注者の責任において事前に家電リサイクル法に基づき処理してください。
※以下、発注者・受注者の協議の上記載。 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象	

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出した者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者（発注者）が罰せられます。
- ・引取証明書の写しが交付されない第一種特定製品は、廃棄物処理業者等に対し引取りが禁止されています。
- ・発注者においてフロン類の回収を実施済みの場合、必ず引取証明書の写しを提供ください。提供されるまでは、第一種特定製品の処分ができないおそれがあるため、工事に着手ができない場合があります。この場合に発生した損害及び追加費用については、発注者の責めによるものとして発注者において負担いただきます。

フロン排出抑制法改正事項(2)

	現行	改正
罰則(第104条-1)	フロン類の製造業者、指定製品の製造業者、管理者、整備者、引渡受託者、充填回収業者、再生業者、破壊業者に対し、 <u>基準を遵守すべき勧告を行っても措置を取らない場合命令をすることができる。</u> <u>命令違反した者は罰金に処す。</u>	<u>違反の場合、直接罰となる。(勧告、命令を経ず、罰則を科せられることがある)</u> 該当する者は50万円以下の罰金に処する。
罰則(第104条-2)	新設	廃棄等実施者が、フロン類を充填回収業者に引き渡さないで機器を廃棄した場合、50万円以下の罰金に処する。
罰則(第104条-3)	新設	引取証明書(写)がない若しくはフロン類が充填されていないことを確認せずに機器を引取った者は、50万円以下の罰金に処する。

フロン排出抑制法改正事項(2)-1 (改正により罰則強化)(第104条-2)

業務用機器の廃棄の際にフロン類の回収をしないと
即座に **刑事罰
(罰金)** が廃棄等実施者
に科せられます！



フロン類を充填回収業者に引渡しをしないで機器廃棄すると、指導・助言、勧告、命令を飛び越えて罰則(50万円以下の罰金)が適用されることとなります。
機器を廃棄するには、必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼して下さい。

フロン排出抑制法改正事項(2)-2 (改正により罰則強化)(第104条-3)

フロン類の回収が確認できない機器を引取ると
が引取等実施者に科せられます！

刑事罰
(罰金)



引取証明書(写し)がない若しくはフロン類が充填されていないことを確認せずに機器を引取ると、罰則(50万円以下の罰金)が適用されることとなります。機器の引取りには、フロン類の充填がされていないことを必ず確認して下さい。

フロン排出抑制法改正事項(3)

	現行	改正
罰則(第105条-1)	第一種フロン類充填回収業者はその登録申請に変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、30万円以下の罰金に処する。	
罰則(第105条-2)	新設	回収依頼書若しくは委託確認書を交付せず、若しくは未記載や虚偽記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者は、30万円以下の罰金に処する。
罰則(第105条-3)	新設	回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。
罰則(第105条-4)	新設	引取証明書を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。
罰則(第105条-5)	新設	引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。
罰則(第105条-6)	新設	引取証明書の写しを保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

フロン排出抑制法改正事項(3)-1 (改正により罰則強化)(第105条-2)

回収依頼書、委託確認書を交付しないと

刑事罰
(罰金)

が廃棄等実施者に科せられます！



どうせ罰金なんだから
前科はつかないよね？

いいえ、罰金でも
前科はつきます！



回収依頼書若しくは委託確認書を交付しない、若しくは虚偽記載をして交付すると
罰則(30万円以下の罰金)が適用されることとなりました。
必要な書面は記載事項が記載されていることを確認してから交付してください。

フロン排出抑制法改正事項(3)-2 (改正により罰則強化)(第105条-3)

回収依頼書(写)、委託確認書(写)を保存しないと
が廃棄等実施者に科せられます！

刑事罰
(罰金)



回収依頼書(写し)又は委託確認書(写し)を保存しないと
罰則(30万円以下の罰金)が適用されることとなります。
交付した回収依頼書(写し)又は委託確認書(写し)は確実に保存してください。

フロン排出抑制法改正事項(3)-3 (改正により罰則強化)(第105条-4,5,6)

引取証明書(写しを含む)を保存しなかったり、
交付・回付しなかったりすると

刑事罰
(罰金)

が引取等実施者、廃棄等
実施者に科せられます！

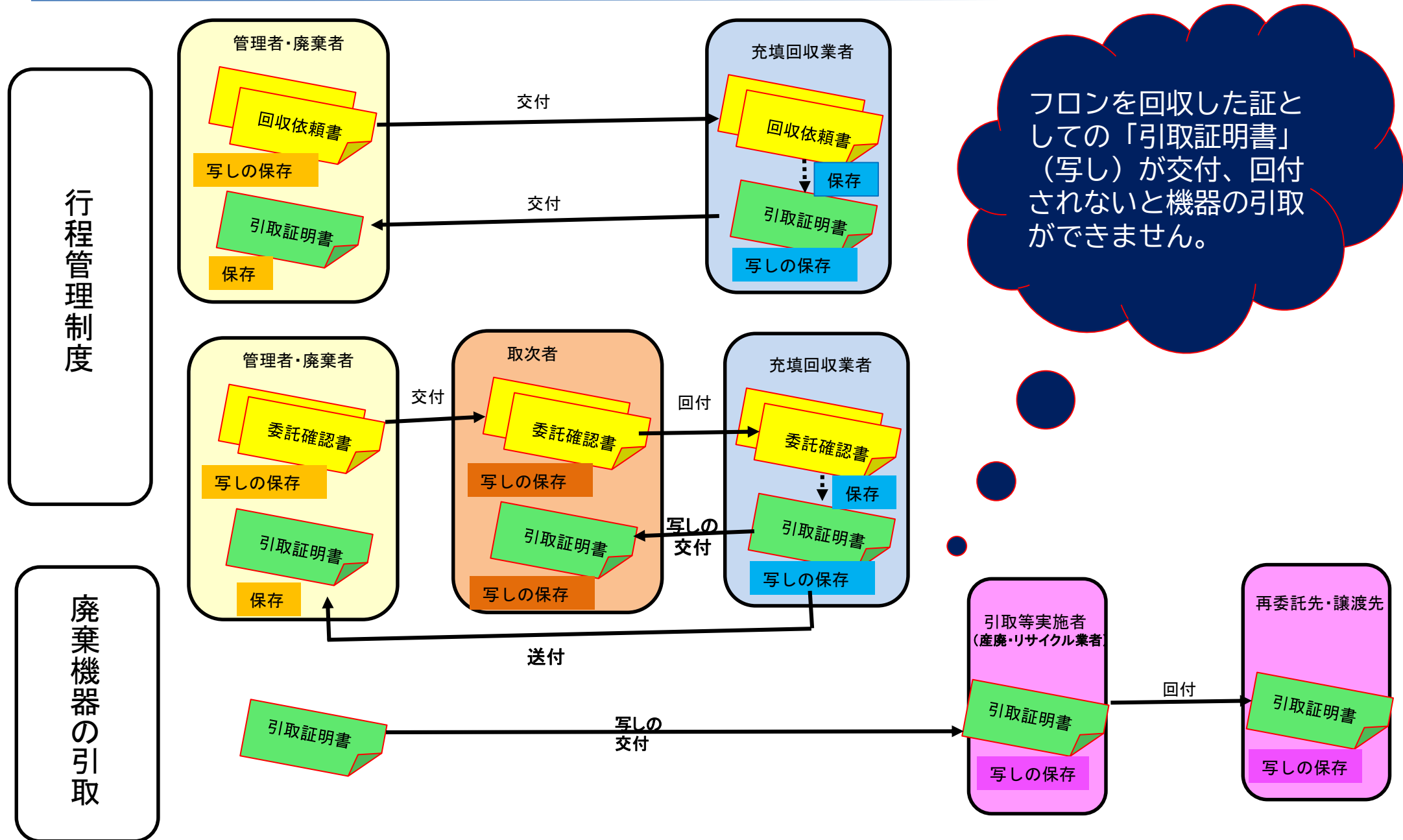
どうせ罰金なんだから
前科はつかないよね？

いいえ、罰金でも
前科はつきます！

引取証明書を保存しなかったり、引取証明書(写し)を交付しない、回付しない、保存しないと罰則(30万円以下の罰金)が適用されることとなります。

引取証明書(写し)が交付、回付されないと機器の引取りができませんので、必ず機器と一緒に引取証明書を交付、回付してください。

機器廃棄時の書面の流れ



目次

1. フロン対策の変遷
2. フロン排出抑制法
3. 改正フロン排出抑制法
- 4. まとめ**

まとめ(1)

建物解体時に行うべきこと

1. 特定解体元請業者は、建物解体時に特定製品の有無を確認した結果を記載した書面(事前確認結果説明書)を交付するとともに3年間保存を行うこと。
2. 解体工事発注者(管理者)は、事前確認結果説明書を3年間保存する。

まとめ(2)

機器を廃棄する場合に行うべきこと

1. 点検・整備記録簿

①保存期間の延長

フロンを回収した日から**3年間**経過するまで保存しなければならない。

②記録事項の追加

充填回収業者がフロン類を回収した年月日と充填回収業者の氏名(名称)

2. 廃棄等実施者(機器を廃棄する者)は、フロン類を充填回収業者に必ず引渡す。

⇒違反したら直接罰で50万円以下の罰金

3. 廃棄等実施者(機器を廃棄する者)は、回収依頼書、委託確認書の交付を必ず行う。

また、回収依頼書(写し)、委託確認書(写し)、引取証明書を必ず保存(3年間)する。

回収依頼書、委託確認書の記載内容不備や虚偽記載があってはならない。

⇒違反したら直接罰で30万円以下の罰金

4. 廃棄等実施者(機器を廃棄する者)は、廃棄機器を引き渡す場合は、引取証明書(写し)を引取等実施者(廃棄機器を引き取る産業廃棄物業者やリサイクル業者)へ必ず交付する。

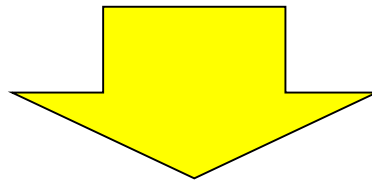
⇒違反したら直接罰で30万円以下の罰金

5. 引取等実施者は、機器の処分を再委託したり、譲渡するときは引取証明書(写し)を必ず回付する。また、引取等実施者は、引取証明書(写し)を保存する。

⇒違反したら直接罰で30万円以下の罰金

最後に

今回の法改正で、機器の管理は勿論、書面の管理が厳しく求められ、直接罰化がなされ、また、都道府県の立入検査の対象範囲も拡大されています。



書類が揃っていない、機器の管理体制が整っていないといった状況にならないように今から社内体制を見直し、いつでも立入検査に対応できるようにしておきましょう。

ご清聴ありがとうございました。